

八尾市はつらつプラン～第3次八尾市男女共同参画基本計画～進捗管理表【総括表】(R元年度実績)

R元年度実績(施策ごと)	R元年度末までの課題(施策ごと)	R2年度の取り組み(施策ごと)
基本目標Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進		
基本課題(1) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進		
施策1. ワーク・ライフ・バランスへの理解促進		
<p>市民、市内事業所を対象に、男女共同参画センター「すみれ」での講座や市内事業者・勤労者の人権啓発のためのセミナー、あるいは情報誌等の広報媒体を通じてワーク・ライフ・バランスの実現に向けて啓発に努めた。</p> <p>市職員を対象に、育児休業中職員等サポート制度を実施するとともに、男性の育児参加の機会の増加をめざし、各種両立支援制度について「いきいき職員通信」を通じて周知し、取得促進の働きかけをおこなった。</p> <p>高齢者の在宅生活の継続を可能にし、生活の向上を図るべく、地域包括支援センターにおいて、家族介護教室を開催した。</p>	<p>ワーク・ライフ・バランスについて、様々な角度から啓発を行い、理解促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現・持続するための取り組みが行われるように工夫することが必要である。</p> <p>啓発については、人権課題は多岐にわたるため1つの項目を繰り返して取り上げるのが難しく、啓発の手法を検討する必要がある。</p> <p>市民に対する取り組みのうち、子育てに関連する取り組みは体を動かす遊びの講習の参加者が多いため、不安の解消につながる講習や講義型の講習の参加者を増やすことができるよう、内容や手法を検討することが必要である。また、男女共同参画センター「すみれ」で実施する講座と類似する講座が庁内及び関係機関で実施されている。</p>	<p>幅広い市民や市内事業所に対する啓発として、従来のホームページ・フェイスブック等の広報媒体に加え、公民連携による情報発信を通じて引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取り組みを実施する。</p> <p>市職員を対象とした取り組みについては、引き続き休暇制度の正しい理解を促進するとともに男性の育児参加の機会の増加をめざす。介護や子育てに関する取り組みについても、広く周知啓発を図るとともに、内容や実施方法を検討し実施することで、ワーク・ライフ・バランスへの理解促進につなげる。また、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しを行う。</p>
施策2. 仕事と子育て・介護等の両立のための支援		
<p>保育の需要に対応するため、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童室事業を実施。事業に応じて補助金を交付した。</p> <p>認定こども園等の整備について、令和元年度は分園1施設創設、1施設増築を行った。</p>	<p>ライフスタイルの変化により需要が増大し、多様化する一方、いずれの事業においても人材不足が課題となっている。</p>	<p>引き続き、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童室事業を継続実施する。</p> <p>また、各事業において人材確保に向けた取り組みを実施する。</p> <p>R2年度の認定こども園等整備について、現本園を分園化し、新たに本園を創設するとともに、複数の小規模保育施設を創設する。</p>
施策3. 就職・再就職・起業等への支援		
<p>創業支援者ネットワーク会議を開催し、各支援機関が八尾商工会議所会館内で起業応援セミナー、相談窓口、あきんど起業塾を実施した。</p> <p>さらに地域就労支援コーディネーターによる就労支援を実施するとともに、職業能力開発講座を開催した。</p> <p>男女共同参画センター「すみれ」においては、就職や再就職に関する講座開催、情報発信を行うとともに、地域女性活躍推進交付金を活用したオトナのためのインターンシップ事業やレディースあきんど塾(女性を対象とした起業開業塾)を実施し、起業を希望する女性の支援を行った。</p>	<p>創業支援に関しては、開業希望者(受講生)の掘り起こしが引き続き課題となっている。</p> <p>就労支援について、就労困難者が抱える課題はさまざまであるため、相談者に応じた丁寧な支援を継続する必要がある。</p> <p>また、起業開業にかかる取り組みは、男女共同参画センター「すみれ」で実施する講座等と類似している。</p>	<p>創業支援に関する開業希望者(受講生)の掘り起こしについては周知方法を工夫するとともに、起業家が気軽に相談できるよう、相談等の実施手法についてはオンライン等も視野に入れて検討する。</p> <p>また、地域就労支援コーディネーターにより引き続き就労困難者等への相談を実施する。</p> <p>なお、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しを行い、取り組みの手法を検討する。</p>
基本課題(2) あらゆる分野への女性の参画推進		
施策4. 政策・方針決定過程への女性の参画推進		
<p>市の審議会等への女性委員の登用促進の取り組みを進めるとともに、市の管理監督職等への女性の登用促進として、働き方の見直し(時差出勤制度の全庁的実施等)に取り組んだ。また、キャリアデザイン研修や、男女共同参画研修の開催及び育児休業中職員等サポート制度を実施した。</p> <p>地域における意思決定の場への女性の参画促進として、校区まちづくり協議会連絡会等において積極的な女性役員登用を促すとともに、校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会(やおキラ交流会)を開催し、地域における女性リーダー育成の機運を醸成した。</p>	<p>職員に対する取り組みについては、男女共同参画の視点を念頭に、よりよい職場環境を自ら作りあげていく意識の向上を図る必要がある。</p> <p>また、育児休業中職員等サポート制度のさらなる活用に取り組む。さらに、企業に対する効果的な意識啓発の手法が課題である。</p>	<p>研修の実施に加え、具体的な手法としての働き方の見直しを通じて、性別に関係なく職員のワーク・ライフ・バランスの維持向上を図る取り組みを進めることで、市の管理監督職等への女性の登用促進を図る。</p> <p>また、育児休業中職員等サポート制度については、周知を進め、活用につなげる。</p> <p>また、企業に対する意識啓発の方法を検討するとともに、地域における女性リーダーの育成に向けた女性のエンパワーメントを進める。</p>
施策5. 企業や地域団体等における女性の活躍促進		
<p>企業、地域団体等における女性の活躍を促進するため、企業等が主催する研修会や講演会などに講師を派遣する出前講座を実施した。</p> <p>就労支援の取り組みとして、女性活躍推進員による就労実現に向けた支援や、ハローワーク布施との連携による1Dayマザーズコーナーを実施した。</p> <p>また、各分野で活躍する女性を紹介する「やおキラ」の発行に加え、校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会(やおキラ交流会)の活動成果をリーフレットにまとめ、地域等で活躍する女性の取り組みとして情報発信した。</p>	<p>就労支援の取り組みについて、さまざまなライフステージにある女性の就職・再就職に向け、女性が働きやすい求人の開拓を進めることが必要である。</p> <p>出前講座については、効果検証を行い、より効果的な働きかけの手法を検討する必要がある。</p>	<p>引き続き、八尾市求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用した女性活躍推進員による就労実現へ向けた支援及び1Dayマザーズコーナーを実施する。</p> <p>出前講座を含む啓発事業について、効果的な働きかけとなるよう、手法の見直しを含めた検討を行い、取り組みを実施する。</p>
施策6. 女性の人材育成		
<p>男女共同参画センター「すみれ」において、女性のエンパワーメントに向けた講座や交流会を実施した。</p>	<p>類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。</p>	<p>男女共同参画センター「すみれ」の講座を見直し、女性リーダーの育成及び女性同士の交流の促進を図るために効果的な手法を検討し、実施する。</p>
基本課題(3) 女性の職業生活における活躍支援		
施策7. 「女性活躍推進法」に基づく取り組みの実施		
<p>時差出勤制度を全庁的に実施するとともに、職員定数条例を改正し、育児休業職員の代替人員の任用が可能となり、令和元年8月より育児休業代替任期付職員(事務職)を任用したことで、休業する職員にとっても安心して休業を取得できる環境ができ、職場にとっても安定的に業務遂行できる体制整備に取り組んだ。</p>	<p>時差出勤制度については、制度の趣旨を理解した上で活用されるよう、所属長及び職員の双方に制度の周知を図る必要がある。</p> <p>また、育児休業代替任期付職員(事務職)の配置については、休業中の職員の休暇期間等の状況により調整が必要であり、休業中の職員・所属長・人事担当の連絡調整を図りつつ、適正な配置に努める必要がある。</p>	<p>時差出勤制度については、任期付短時間勤務職員にも対象を拡大し、制度の活用を図る。</p> <p>育児休業代替任期付職員(事務職)については、休業職員の人数等の状況を考慮し、必要に応じて採用の検討を行っていく。</p> <p>また、働き方改革としてテレワークについて検討し、モニター実施することをめざす。</p>
施策8. 就労場における男女の均等な機会と待遇の確保		
<p>市内事業所の人権啓発のため、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施した。</p> <p>令和2年度に実施する公共施設清掃業務の総合評価一般競争入札に向け、男女共同参画への取り組みについての評価項目を再検討した。</p>	<p>八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進のための取り組みについて検討するとともに、セミナーの実施に際しては、社会情勢やニーズに応じたテーマを選択して啓発を行っていく必要がある。</p> <p>総合評価入札制度については、入札結果を検証し、より実効性のある評価項目の検討が継続的に求められる。</p>	<p>引き続き勤労者と事業所向けに啓発及び八尾市企業人権協議会未加入事業所への加入促進の取り組みを行うとともに、八尾市企業人権協議会主催セミナーを実施する。</p> <p>総合評価一般競争入札について、男女共同参画への取り組みについての評価項目を新たに設定し、実施する。</p>
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり		
基本課題(4) 生涯を通じた健康への支援		
施策9. 生涯を通じた健康の保持・増進		
<p>市民を対象に、心と体の健康に関する講座や、ママパパ教室を実施した。</p> <p>学校園教育では、生命の安全や健康を自己管理する意識と、妊娠・出産に関わる性教育について、指導及び情報提供等の支援を行った。</p> <p>「あなたのまちの健康相談」や、「スマートライフ塾」「元気もりもり教室」といった健康教育を実施した。がん検診については、健(検)診の予約時に申込フォームを活用できるようにしたことで、申し込みの利便性を高めた。また、妊婦健診については、受診回数を2回追加し、多胎の場合はさらに5回追加し、拡充を図った。</p> <p>ママパパ教室において禁煙・受動喫煙防止に関する健康教育を実施するなど、健康を脅かす問題についての学習機会を提供した。</p>	<p>ママパパ教室について、参加者の増加を図ることが必要である。</p> <p>セット健(検)診の増加や、より効果的な受診勧奨の検証を行い、受診率の向上を図ることが必要である。</p> <p>また、喫煙に関する研修の減少や、加熱式たばこに関する啓発や、喫煙者の現状分析及び対象の絞り込みが課題である。</p>	<p>セット健(検)診内容のさらなる充実を図るとともに、乳幼児健診と同時実施の子宮がん検診(集団健診)を実施し、地域と連携して健(検)診の受診率向上に向けた取り組みを実施する。</p> <p>喫煙に関する研修について他の手法による啓発を検討するほか、喫煙者の個別指導を実施する。</p>
基本課題(5) 女性に対するあらゆる暴力の根絶		
施策10. あらゆる暴力根絶に向けた取り組みの推進		
<p>市職員及び教職員の人材育成として、コンプライアンス研修やハラスメント研修を実施した。</p> <p>「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせセミナーを実施し、啓発に努めた。</p> <p>また、相談窓口周知のために、啓発リーフレットを配布、公用車への啓発マグネットの貼り付けや市役所本庁1階市民待合ロビー公告付き番号案内システムにおける啓発などを行った。</p>	<p>ハラスメントへの理解を深め、全職員が共通の認識を持てるよう、引き続き取り組みを実施する必要がある。</p> <p>また、相談窓口周知について効果的な周知・啓発方法を検討していく必要がある。</p>	<p>すべての職員がハラスメントへの正しい理解と共通認識を持ち、ハラスメントの防止に取り組むため、「職場におけるハラスメントの防止等についての取扱指針」を策定し、懲戒処分基準改定を含む必要な措置を講じる。</p> <p>相談窓口周知の取り組みを進める。</p>

	R元年度実績(施策ごと)	R元年度末までの課題(施策ごと)	R2年度の取り組み(施策ごと)
施策11. 子ども、若者への予防啓発の推進			
	各学校園でそれぞれ特色のある「命を育む」教育を実践した。 また、デートDV予防啓発リーフレットについて、中学校への配付、人権啓発セミナー、新規採用職員研修で配付し、啓発に努めた。	いじめや虐待等、子どもたちの命を取り巻く状況は依然として厳しく、暴力を防止する教育の推進として今後も多くの学校園で「命を育む」教育の推進が望まれる。 デートDVの予防・啓発の推進リーフレット作成にあたっては、中学生向けには、平易な表現やわかりやすい内容にすることが必要となる。	かけがえない命を実感することで暴力を否定する教育の推進を図るべく、「命を育む」教育を引き続き各学校園で実践する。 また、デートDV予防啓発リーフレットを、中学生向けに、より分かりやすい内容で作成し、啓発に活用する。
施策12. 被害者支援体制の充実			
	相談支援体制充実のため、庁内関係課の実務担当者からなるドメスティック・バイオレンス対応連絡会を開催した。 また、大阪府が実施する女性相談、DV相談における課題等の事例検討会や研修へ参加し、府や近隣市と情報交換、事例検討を行い、課題解決に向けての学びを深める機会とした。 被害者の自立支援として、DV相談員の配置、相談専用ダイヤルの運用により、被害者の状況に応じて、関係機関と連携し、必要となる手続・制度等について、適切に助言、情報提供、他機関紹介等を行った。	DV相談等の複雑多様な相談内容に対応するため、大阪府、他市町村の課題や対応について情報共有を図る等、今後も連携強化に努める必要がある。 庁内においては、相談体制の充実や専門知識の習得、関係課、関係機関との連携強化が必要である。また、マニュアルの整備や、担当間で情報と知識の共有を図る等、引き続き支援に関する適正な事務の執行が確保されるように努める必要がある。	引き続き、庁内連絡会や、大阪府が主催する会議や研修へ参加し、連携強化に努めるとともに、DV相談員の配置、相談専用ダイヤルの運用により、迅速かつ的確にDV被害者への支援を図る。
基本課題(6)様々な困難を抱える人々への支援			
施策13. ひとり親家庭への支援			
	児童扶養手当の給付に際し、マイナンバーを活用し、迅速に給付した。 また、地域就労支援コーディネーターによる就労支援及び職業能力開発講座を実施した。	児童扶養手当の制度変更について周知を図る必要がある。 さらに、母子家庭等日常生活支援事業については、受給後の自立を念頭に、受給前後の更なるフォローが求められる。 また、就労困難者等が抱える課題は様々であるため、個々の相談者に応じた支援を継続する必要がある。	申請手続き等における利便性向上に努める。 地域就労支援コーディネーターによる就労支援及び職業能力開発講座を実施する。
施策14. 介護・介助を必要とする人への福祉の充実			
	適切な介護保険事業運営を図るため、適正化事業を計画的に実施した。 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの給付を行った	支援が必要となる背景には複合的な課題が見られるため、当事者だけでは対応やひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。 障がい福祉サービスについて、利用者や事業所が増加していく中で、サービスの質の確保が課題である。	認知症サポーター養成講座を実施する。 引き続き、関係機関及び地域住民が連携する地域のネットワーク強化に向けての具体的方法を検討する。
施策15. 複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援			
	人権啓発セミナーについては、人権問題が多様化する中で、女性の人権をテーマとしたセミナーは開催できなかった。 複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、関係機関が連携し支援のあり方を検討するとともに、課題解決に向けて対策提言を行った。	人権課題が多様化する中で、男女共同参画・女性の人権をテーマとしたセミナーが開催できない。 また、支援が必要となる背景には複合的な課題が見られるため、当事者だけでは対応やひとつの支援機関だけの対応では解決が難しい。	男女共生、障がい者問題、同和問題など、さまざまな人権課題について学ぶことで、一人ひとりがありのままに暮らせる社会をめざした取り組みにつながることを念頭に、複数回の研修・セミナーを実施する。 引き続き、関係機関及び地域住民が連携する地域のネットワーク強化に向けての具体的方法を検討する。
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成			
基本課題(7)子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成			
施策16. 子どもの頃からの男女共同参画意識の理解促進			
	学校園において「男女平等教育指導事例集」等を使用し、固定的な性別役割分担意識をなくし、一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、セクシュアルハラスメントは個人の尊厳や人権を侵害するものであること等の学習を進めた。また、セクシュアルマイノリティについての学習を進めた。 また、人権教育実践交流会を実施し、すべての教育活動を通じて人権が基盤となった取り組みを展開することの重要性について再認識するとともに、男女共生教育、性的マイノリティについても教育実践が報告された。 家庭・地域における学習機会の提供として、住民懇談会の他、「青少年健全育成八尾市民大会」「家庭教育を考える市民集会」を開催した。	男女の固定的役割分担意識をなくし、セクシュアルマイノリティの立場にある子ども達がありのままの自分を受け入れられる環境づくりとして、男女平等教育を進めていく必要がある。 また、関係団体と連携し、市民大会や市民集会等の啓発活動を継続的に実施していくとともに、青少年を取り巻く環境の変化に対応した内容を検討する必要がある。	学校園において、引き続き一人ひとりの個性を認め合い尊重すること、セクシュアルマイノリティについての学習を進める。 人権教育実践交流会を実施し、各学校園での男女共生教育等に関する指導法などを交流することで、教職員等に対し人権教育の取り組みを充実させていく。
基本課題(8)様々な分野への男女共同参画の意識啓発			
施策17. 男女共同参画の意識啓発			
	「すみれだより」やホームページ、フェイスブック等の広報媒体を通じて男女共同参画を推進する広報・情報発信や、情報提供を実施するとともに、男女共同参画センター「すみれ」や市のイベントにおいて、啓発活動を行った。	市民の関心を喚起するような事業を企画するとともに、より効果的な情報発信の仕組みが必要である。	啓発事業の実施及び効果的な情報発信に努める。
施策18. 男性にとつての男女共同参画の推進			
	市民、市内事業所を対象に、男性の意識改革に向けた講座の開催や、広報媒体を通じて啓発を実施した。 また、父親の子育てへの参画を促進する取り組みや、次代の親を育成する取り組みに対し助成金を交付し、男性の子育てへの参画を促進した。	類似の講座や取り組みが庁内及び関係機関で実施されていることを踏まえ、より効果的効率的に取り組みを推進する観点から、男女共同参画センター「すみれ」の講座の見直しが必要である。 八尾っ子元気・やる気アップ提案事業については、八尾市こどもいきいきみらい計画の重点課題である「若者・青少年支援」に注力するため、「子ども・若者の居場所づくり提案事業」として青少年課への事業移管を行う。	取り組みの趣旨に合致する庁内及び関係機関の講座等を集約し、公民連携により効果的に情報発信することで、男女共同参画にかかる取り組みの促進につなげる。また、事業所向けの普及啓発についても引き続き実施していく。 「子ども・若者の居場所づくり提案事業」において、父親の子育てへの参画促進に向けた取り組みについて、八尾市こどもいきいきみらい計画の重点課題として引き続き助成を行っていく。
施策19. 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシーの向上			
	すみれにおいて、メディア・リテラシーの向上をめざした講座を開催した。 講座のテーマや広報物作成時、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現となるよう留意した。また、男女共同参画推進員を通じて、各課に働きかけた。	男女共同参画センターの講座については、参加者数が少なく、幅広い市民に対し啓発ができていない。 また、男女共同参画推進員を通じて、市の刊行物について、各課に働きかける等の啓発が必要である。	メディア・リテラシーに関する啓発の手法を検討する。 講座のテーマや広報物には、性別による固定的な役割分担意識にとらわれない表現を用いて作成する。また、男女共同参画推進員を通じて各課に働きかける。
基本課題(9)地域における男女共同参画の推進			
施策20. 地域における男女共同参画の推進			
	男女共同参画センター「すみれ」における啓発活動を行った。 防災をテーマに、校区まちづくり協議会等で活動する女性を中心とした交流会(やおキラ交流会)を開催し、「みんなにやさしい避難所」づくりについて意見交換を行い、その成果をリーフレットにまとめ情報発信することで、地域活動と防災の両面から男女共同参画の推進を図った。 また、女性消防吏員の職域拡大を図るとともに、産前産後休暇及び育児休業など子育て支援策の拡充を進め、さらに女性職員に対し緊急参集要員の免除を図った。	年齢や性別を問わず多くの市民意識を向上するための効果的な方法の確立が必要である。 また、女性消防吏員の就業率増につながる取り組みとして、女性の受験者数を維持する必要がある。	地域で活動する女性の取り組みを積極的に啓発し、積極的な女性役員登用を促すことで、地域における男女共同参画の推進に取り組む。 防災に関しては、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営体制をめざし、効果的な方法を模索しながら継続して取り組みを進める。 また、女性消防吏員の増加に向け、女子学生向けの職場説明会等へ積極的に参加し、採用試験実施の周知等に努める。
基本課題(10)男女共同参画推進の拠点の充実			
施策21. 男女共同参画推進の拠点の充実			
	年4回のすみれだより、講座チラシの発刊、出前講座の実施、すみれフェイスブックやポスター作成により、男女共同参画センター「すみれ」の周知に努めた。 女性相談においては、様々なストレスを抱える女性からの相談に対応するため、引き続き広報や啓発カードの配架等により相談窓口の周知を図った。	男女共同参画センター「すみれ」の周知を図る必要がある。 引き続き、相談窓口についても、周知を図る必要がある。また、DV等被害者への対応については、より一層迅速かつ的確な支援を行うため、被害者ニーズに沿った相談支援体制の充実を図る必要がある。	効率的・効果的な働きかけの手法を検討・実施し、男女共同参画センター「すみれ」の周知に努める。 女性相談においては、様々なストレスを抱える女性からの相談に対応するため、引き続き広報や啓発カードの配架等により相談窓口の周知を図る。さらに、相談件数を264枠から312枠へ増加する。